

企画総務委員会 送付6-42

公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例に関する陳情

受付年月日 令和6年10月29日

陳情者 提出者 1名

2024年10月27日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 殿

氏名：
住所：
TEL：

公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例に関する陳情 記

平素より、区議会議員の皆様並びに区職員の皆様には、千代田区の行政にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、私はコロナ禍の2022年初頃から千代田区内の職場に通勤しております。職場は、千代田区の「公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」に定められた「客引き行為等防止重点地区」に指定された秋葉原駅や神田駅周辺から徒歩圏内に位置しています。コロナ禍が収束に向かい始めた当時、重点地区において路上での客引き行為を見かけたり、受けたりすることはありましたが、その数も多くはなく、あまり気にはなりませんでした。昨年初に千代田区に転居しましたが、1年前と比べると路上での客引き行為や複数名でたむろし客待ちする行為が増加し、さらに訪日外国人観光客が急増（観光庁の統計では6倍）した影響で、重点地区における路上での客引き行為等が通行の妨げになると感じるが増えてきました。客引きをする人の中には、未成年であったり、正規の就労ビザを持っていないのではないかと疑わしい人たちもいます。

東京都にはすでに「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」が存在しており、千代田区の条例はその補完を目的としていると理解しています。しかし、新宿区、港区、大阪市など、有名な繁華街を抱える他の自治体の同様の条例では、以下のような点が明記されており、それに比べて千代田区の条例には改善の余地があると考えております。

1. 声掛け（いわゆる誘引）や複数人でのたむろ（いわゆる客待ち）を禁止することについて明文化されている。
2. 区内の飲食店営業許可を受けた事業者に対し、客引きや勧誘行為等を行わない旨の誓約書を区に提出させている。（客引き行為等防止重点地区外からの客引き行為も防ぐため、千代田区全域の事業者を対象とすべきです）
3. 行為が是正されない場合には、5万円以下の過料を設定している。

千代田区に様々な人々や事業者が集まり、賑わいが生まれること自体は歓迎すべきことです。しかし、大人数での路上での客引き行為や通行の妨げとなる行為は、区内の秩序や治安を損なう原因にもなりかねません。そのため、これらの課題に対処するため、条例の改定や実効性のある対策のご検討を賜りますよう、陳情いたします。

以上

（参考）

千代田区「公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」

（URL: <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/sekatsu/kyakuhiki.html>）



観光庁「訪日外国人旅行者数・出国日本人数」

(URL: https://www.mlit.go.jp/kankocho/tokei_hakusyo/shutsunyukokushasu.html)

東京都「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」

(URL: https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00002212.html)

新宿区「新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例を改正しました。(平成28年4月1日施行 罰則規定については同年6月1日施行)」

(URL: https://www.city.shinjuku.lg.jp/anzen/kikikanri01_001047.html)

港区「港区客引き行為等の防止に関する条例」

(URL: <https://www.city.minato.tokyo.jp/seikatsuanzen/kyakuhikiboushi.html>)

大阪市「大阪市客引き行為等の適正化に関する条例の概要等について」

(URL: <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000455432.html>)